

核セキュリティに関する国際会議「Shaping the Future（未来を形作る）」

共同議長声明（仮訳）

2024年5月20～24日

1 我々、国際原子力機関（IAEA）核セキュリティに関する国際会議「Shaping the Future（未来を形作る）」の共同議長は、全ての核物質その他放射性物質及びそれらの施設の効果的かつ包括的な核セキュリティを維持し、強化すると我々のコミットメントを改めて表明する。

2 我々は、加盟国の主権的権利に留意しつつ、国内における核セキュリティについての責任はそれぞれの国家的及び国際的な義務に従って全て当該国が負うことを改めて表明する。

3 我々は、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用という共通の目標を再確認し、核セキュリティが国際的な平和及び安全保障に寄与することを認識し、並びに核軍縮の進展が非常に必要とされており、加盟国の関連する義務及びコミットメントに従って全ての関連するフォーラムで引き続き対処されることを強調する。

4 我々は、核セキュリティ対策が、原子力応用の平和的利用についての公共の信頼を高め得ることを認める。また、我々は原子力応用が加盟国の持続可能な発展に寄与することも認めるものであり、我々は、核セキュリティを強化するための措置が原子力応用の平和的利用の分野における国際協力を妨げないことを確保すべきである。

5 我々は、既存の及び新たな核セキュリティ上のリスクと脅威を引き続き懸念し、これらに対処することにコミットする。我々は、特に、人工知能をはじめとする新興のかつ革新的な技術が、潜在的な課題と利益をもたらすことを認識している。この観点から、我々はさらに、課題に対処しながら利益を最大化するために、各国の核セキュリティ体制を支援する国際協力の重要性を認識する。

6 我々は、要請に基づいて、ガイダンスの作成、助言の提供及びキャパシティビルディング等を通じ、加盟国が効果的で持続可能な自国の核セキュリティ体制を確立し、改善することを支援するIAEAの活動を支持し、この観点から、核セキュリティを強化するための国際協力の促進及び調整におけるIAEAの中心的役割並びに適当な場合には地域的活動の促進におけるIAEAの役割を支持する。

7 我々は、核物質防護が核セキュリティにおいて鍵となる要素であることを認識し、加盟国にとって重要な関連分野（予防、抑止、検知、アクセス遅延及び対応を含む。）におけるIAEAによる支援の一層の発展を支持する。

8 我々は、平和的目的に供される原子力施設に対するいかなる攻撃または攻撃の脅威も、核セキュリティを損なう可能性があることを強調し、この分野における我々のコミットメントを想起する。我々は、（IAEA）総会決議GC(XXIX)/RES/444 およびGC(XXXIV)/RES/533、並びに2009年の（IAEA）総会における全会一致の決定GC(53)/DEC/13に留意する。

9 我々は、国家の核セキュリティ体制における強靱性と、異常事態を含むあらゆる状況における緊急時への備えを確保する必要性を認識する。我々は、IAEA事務局長の「武力紛争時の原子力安全及び核セキュリティに不可欠な7つの柱」に留意する。

10 我々は、全ての加盟国に対し、核物質その他放射性物質及びそれらの施設の防護の確保を含む（しかしこれに限定されない。）核セキュリティの改善に寄与する脅威緩和及びリスク低減の措置を国内法に従って実施するよう奨励する。

11 我々は、核セキュリティ確保のために特別の注意を要する高濃縮ウラン及び分離プルトニウムを何らかの形で使用するために保有している全ての加盟国に対し、これらの物質が当該国によって及びその国内において適切に保全され、及び計量されるよう確保することを求めるとともに、加盟国に対し、技術的及び経済的に実行可能な場合には、民生用高濃縮ウランの在庫量を、任意に、さらに最小限にすることを奨励する。

12 我々は、加盟国のそれぞれの義務に従い、小型モジュール炉（SMR）を含む先進的な原子力技術及び原子炉の開発及び配備に対する関心が高まっている点について、核セキュリティへの配慮の重要性を強調する。

13 我々は、原子力関連施設におけるコンピューターセキュリティに対する及びサイバー攻撃からの脅威並びに核物質及び放射性物質の生産、使用、貯蔵及び輸送を含む原子力関連施設に関連する活動に対する脅威を認識するとともに、加盟国に対し、機微な情報及びコンピューターシステムの保護を強化する際にコンピューターセキュリティリスクに継続的に対処する必要性を強調し、また、IAEAに対し、この関連で、国際協力を促進し、要請に基づいて加盟国を支援するよう奨励する。

14 我々は、核物質の防護に関する条約（CPPNM）及びその条約の改正の締約国がこれらの普遍化及び履行を促進し続けることの重要性を再確認する。我々は、当該条約の改正に関し、適切であったと結論づけた2022年締約国会議の開催に留意し、第2回締約国会議と同条約の実施と適切性の見直しに期待する。また、我々は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（ICSANT）等の他の関連する国際的な法的文書の重要性についても再確認する。

15 我々は、放射線源の安全及びセキュリティに関する行動規範及びその補完的なガイダンス文書の目的に沿って、放射線源のライフサイクルを通じて、その効果的なセキュリティを維持することにコミットする。

16 我々は、核物質その他の放射性物質の輸送におけるセキュリティの重要性を強調し、そのような物質の量が継続的に増加していることを認識した上で、加盟国が国際的及び国内的な義務に合致した形で、効果的な措置を講じる必要性を強調する。

17 我々は、IAEAに対し、適当な場合には、核セキュリティと原子力安全との接続（インターフェース）に取り組むための調整プロセスを加盟国と緊密に協力して継続的に促進することを奨励する。

18 我々は、核物質その他放射性物質の不正取引と戦うこと、また、それらの物質が非国家主体によって悪意ある目的のために使用され得ないことを確保することへのコミットメントを改めて表明するとともに、加盟国に対し、関連するチャンネルを通じたものを含め、任意に、関連する情報の共有を継続することを奨励する。データベースに通知を提供する国は、その情報の正確性、客観性及び純粹に技術的な性質について責任を有する。

19 我々は、特に教育及び訓練の機会の提供を通じ、バランスがとれておりかつリスク情報に基づいた組織文化の枠組みの中で、核セキュリティ文化及び内部脅威の防止と緩和を強化するための IAEA 及び加盟国の取組を支持し、これに関連して、規制機関及び産業界を始めとする他の関連する団体による貢献に留意する。

20 我々は、IAEA 核セキュリティ実演訓練センター (NSTDC) の開所を歓迎する。これにより、加盟国の核セキュリティ支援センターや、核セキュリティ強化のためのセンター及び IAEA 協働センターの既存の活動を補完し、各国の核セキュリティ体制を強化するための能力構築における IAEA の取組を支援することができ、従って、加盟国が同センターを支援することの重要性を強調する。

21 我々は、IAEA 事務局及び加盟国が、現在及び将来の世代の核セキュリティ専門家の教育と育成に引き続き尽力することを奨励する。

22 我々は、加盟国に対し、任意に、IAEA の核セキュリティに関するレビューミッション及び助言の提供を利用し、これらに貢献することを奨励する。

23 我々は、加盟国に対し、機微な情報及び秘密の情報の保全を十分に考慮した上で、適当な場合には、専門家の派遣、自国の知見、ベストプラクティス及び得られた教訓の共有並びに最近の成功例の強調によって、IAEA の核セキュリティ活動を支援し、これに貢献するよう求める。

24 我々は、核セキュリティ基金が核セキュリティの分野における IAEA の活動にとって重要な手段であると認識する。我々は、IAEA が核セキュリティにおける活動を実施し、及び要請に基づいて加盟国に必要な支援を提供するために適当な場合には、任意に、核セキュリティ基金への資金並びに技術的及び人的資源を引き続き提供する。

25 我々は、IAEA の核セキュリティ活動の文脈で、公平な地理的配分及び男女平等を促進することにコミットするとともに、加盟国に対し、教育及び訓練への平等なアクセスの確保を含め、それぞれ自国の核セキュリティ体制において包摂的な労働力を確立することを奨励する。

26 我々は、IAEA 事務局及び加盟国に対し、適当な場合にはこの会議の議事録も考慮しつつ、IAEA の 2026 年から 2029 年までの核セキュリティ計画の作成に際する事務局と加盟国との間の協議の過程においてこの共同議長宣言を考慮に入れることを求める。

27 我々は、IAEA に対し、その核セキュリティ活動に関して加盟国とのコミュニケーション

を引き続き改善し、核セキュリティ分野における核及び放射線技術の選択肢に関する技術的及び科学的な情報の交換を円滑にすることを求める。

28 我々は、IAEAに対し、核セキュリティに関する国際会議を引き続き4年毎に行うことを求めるとともに、全ての加盟国に対し、閣僚のレベルで参加するよう奨励する。